



日本銀行は、これまで国内を襲ったいくつもの災害において、被災後速やかに業務を再開したり、被災した民間金融機関の営業再開をサポートしたり、銀行券の引換えを行ってきました。この際、本支店が臨機応変に連携しながら対応を進めていました。

ここでは、大規模災害が発生した直後に、日本銀行がどのような対応を行ってきたかについて、金融研究所アーカイブの保有資料を中心に紹介します。

関東大震災



1923年9月1日（土）午前11時58分、**関東大震災が発生**し、日本銀行本店も類焼、被災しました。しかし翌月曜日には営業を開始し、また、4日（火）からは臨時事務室を設置して焼損した貨幣・紙幣の引換え請求に応じるなど、非常事態でも1日も休業することなく中央銀行としての責務を果たしました。



検索番号190、191、192
『震災後之日誌』（一、二、三）
1924～1925年

1923年9月1日（土）午前11時58分、関東大震災が発生し、日本銀行本店も類焼、被災しました。しかし、翌営業日から業務を再開し、支店とも連携しながら臨機応変に対応し、9月11日（火）には日本銀行としての対応方針を副総裁談話として発表しました。このような対応もあり、9月中旬には多くの東京市内の銀行が営業を再開し、混乱も徐々に収束していきました。

日本銀行アーカイブが所蔵する「震災後之日誌」は、震災後の窓口業務の経緯を記録するため、営業局が作成した業務日誌です。日誌は震災直後から約一年間、作成されました。同日誌を含め、アーカイブ所蔵の関東大震災関連資料から、被災直後の日本銀行本店の様子や業務の状況をうかがい知ることができます。

以下、被災直後の日本銀行の対応と関連するアーカイブ資料を、時系列および「被災の様子」、「他店との連携」、「業務の継続」の 카테고리別でご紹介します。

震災発生後1カ月の動き

▼ 下線部分（リンク）をクリックすると、各資料のページが開きます。

1923年9月1日(土)

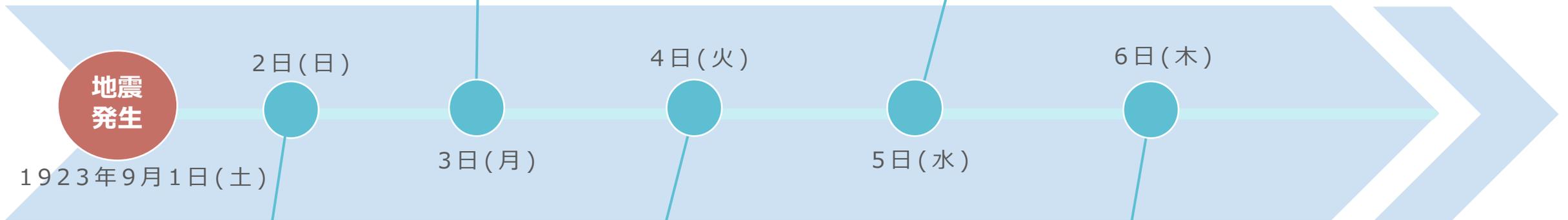
- 午前11時58分、地震発生。直後より**東京市内各所で火災発生**（[検索番号73098](#)）。
- 日本銀行本店の建物は倒壊を免れ、夕刻業務を終了。

9月3日(月)

- 本店、表玄関で営業開始（預金の払い戻し等）。
- 本店、諸達・諸規程および用紙類の送付を福島・名古屋・大阪支店に電信で依頼。また各支店に対し、**臨機応変に対応するよう指示**（[検索番号70542](#)）。

5日(水)

- 市来乙彦(元大蔵大臣)が日本銀行総裁に就任。
- 大阪・金沢・新潟支店より支援の行員が本店に到着。



1923年9月1日(土)

2日(日)

3日(月)

4日(火)

5日(水)

6日(木)

9月2日(日)

- 前夜からの延焼により、日本銀行本店は**本館のドームや一部フロア、分館の大部分を焼失**（[検索番号73098](#)）。
- 井上準之助(日本銀行総裁)が大蔵大臣に就任。
- 東京市および周辺の5郡に戒厳令施行。

4日(火)

- 本店、臨時の引換事務室を設置し、**損傷銀行券の引換え**（[検索番号70543](#)）を再開。
- 福島支店より支援の行員が本店に到着。

6日(木)

- 本店より大阪支店に対し、金融機関への**資金繰りを適宜支援するよう指示**（[検索番号70542](#)）。

震災発生後1カ月の動き (つづき)

▼ 下線部分 (リンク) をクリックすると、各資料のページが開きます。

7日(金)

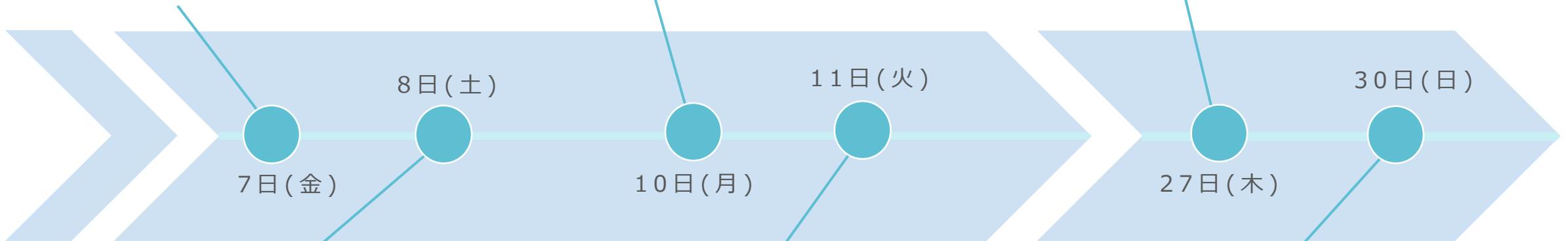
- 政府が緊急勅令第404号 (いわゆる支払猶予令) ([検索番号1655](#)) 公布・施行。これを受け、日本銀行による銀行への特別融通を開始。
- 福島支店より規程類が本店に到着。

10日(月)

- 本店、大阪・名古屋支店宛ての郵便物を陸軍飛行機に託送。

27日(木)

- 政府が勅令第424号 (いわゆる震災手形割引損失補償令) ([検索番号70546](#)・[7534](#)) を公布・施行 (翌日より割引開始)。



8日(土)

- 大阪支店が本店に代わり、各支店に対し本店の被災状況を報告 ([検索番号7838](#))。
- 福島支店より、米125俵・食料品・用紙を本店に発送したとの電信 ([検索番号7491](#)) あり。

11日(火)

- 木村副総裁の声明「災害に対する日本銀行の覚悟」 ([検索番号3767](#)) を発表。

30日(日)

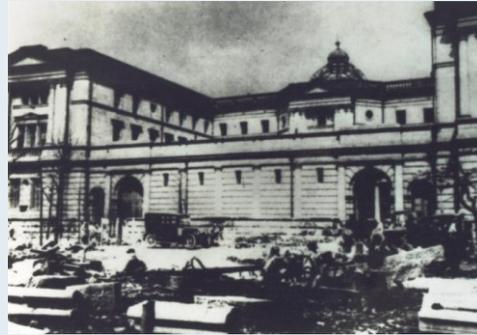
- 支払猶予令撤廃 (施行期間満了)。

▼ 画像リンクをクリックすると、各資料のページが開きます。



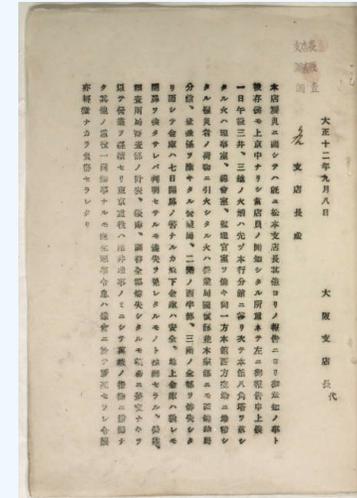
震災直後の日本橋付近

関東大震災で燃える日本橋付近の様子です。地震直後に発生した火災により、当時の日本橋区全域が焼失しました。



震災で類焼した本店本館

関東大震災被災直後の本店です。ドームは鉄骨だけになり、前庭には焼けた家財が散乱しています。



1923年9月8日 大阪支店から各支店宛報告 検索番号7838『震災関係当店調査』 1923年

9月8日付で大阪支店が各支店宛に出した本店の被災報告です。上京中の大阪支店職員からの情報として、金庫が焼失を免れたことや、一部の部局では計表や帳簿などを焼失したものの、執務に支障はないとして営業を継続していることなどを伝えています。



上空からみた本店

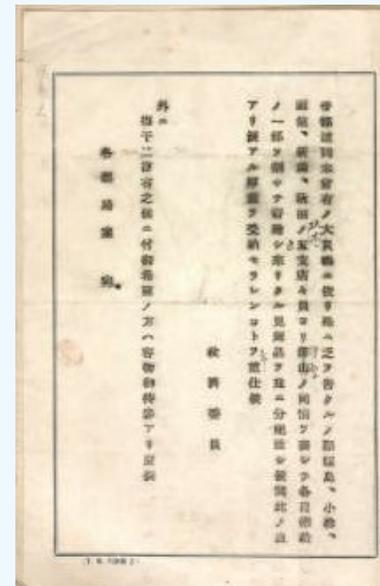
被災した本店建物を上から見た写真です。周辺からの延焼により、本店本館のドームや一部フロアおよび分館の大部分を焼失しました。

▼ 画像リンクをクリックすると、各資料のページが開きます。



1923年9月 支店からの応援1

本店は、福島支店に業務用の用紙や米100石を送ってほしいと依頼しました。福島支店は9月8日、米125俵・食料品・用紙を発送した旨、本店へ連絡しています。



1923年9月 支店からの応援2

福島、小樽、函館など6支店の職員が「俸給の一部を割いて」本店職員に見舞品を寄贈した記録です。本店内で本件が連絡されると共に、希望者には梅干しを配布する旨の追伸もあります。

▲ 全て検索番号7491『要件 雑(関東大震災)』1923年

▼ 画像リンクをクリックすると、各資料のページが開きます。



1923年9月3日

本店秘書役から各支店長宛通知

検索番号70542 『震災後重要書類(付参考資料)』
1923年

震災により地方との交通・通信が一時困難を極めたため、本店のみならず各支店も大きな影響を受けました。本店の秘書役から各支店長宛に「本店半焼混雑且通信困難に付営業予算其他一切臨機の処置を取られたし」と打電し、本店とは通信困難のため各支店はそれぞれ臨機の処置をとるようにと指示を出しています。



1923年10月10日

銀行券の引換え

検索番号70543 『審査部情報』
1923年

審査部が作成した震災後10月9日までの損傷銀行券の引換え高の累計などの記録です。日本銀行は震災後、9月4日に臨時の引換事務室を設置し、震災で損傷した銀行券の引換請求に応じました。



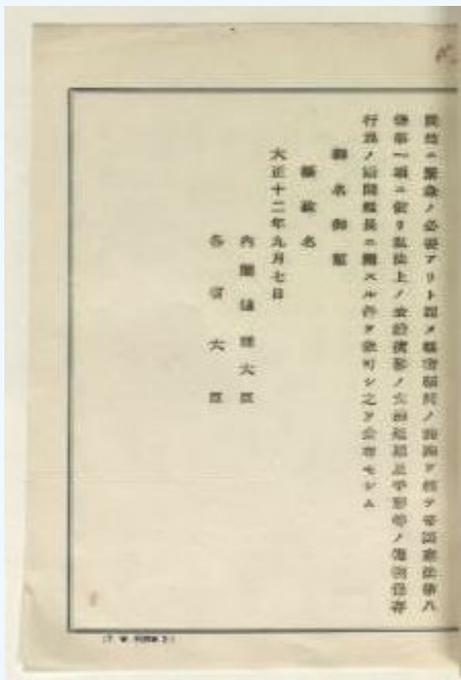
1923年9月6日

本店審査部長から大阪支店長宛通知

検索番号70542 『震災後重要書類(付参考資料)』
1923年

金融機関の窮状報告とその救済についての指示を仰ぐ大阪支店長から総裁宛の電信への返答です。緊急時のため、成規外でも「相当の価値がある質草や確実な保証」があり、「本行に損失の虞なし」と認められる場合は、金融機関を援助する方針を採ると通知しています。

▼ 画像リンクをクリックすると、各資料のページが開きます。



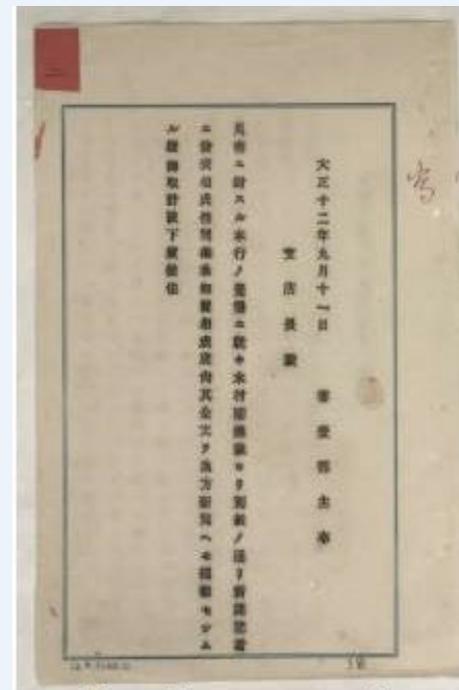
1923年9月7日

緊急勅令第404号 (支払猶予令)

検索番号1655『緊急勅命等に関する資料』

1923年

9月7日、政府は震災地に対し、債務の支払いを30日間延期する緊急勅令第404号（支払猶予令）を公布施行しました。これを受けて日本銀行は、銀行への特別融通を開始しました。同令は、支払猶予期間終了の同年9月末をもって撤廃されました。



1923年9月11日

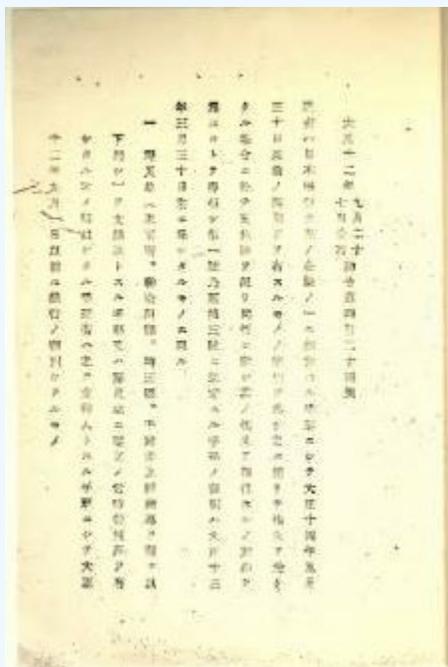
震災に対する日本銀行の覚悟

検索番号3767『震災後重要回議』

1923年

9月11日、木村副総裁の声明として震災に対する日本銀行の方針（覚悟）が発表され、翌12日、各新聞で報道されました。声明では、被災した金融機関を速やかに復興させ「金融界の安定」を保ち、「一般財界回復の機運を促進」させるため、日本銀行は「臨機最善の手段方法」により資金融通などの必要な措置を講じていくことを述べています。

▼ 画像リンクをクリックすると、各資料のページが開きます。

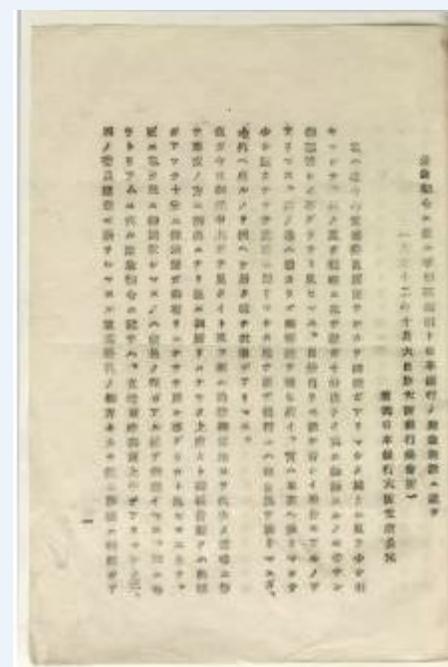


1923年9月27日
勅令第424号 (震災手形割引損失補償令)

検索番号70546 『震災手形関係資料』

1923年

9月27日、政府は勅令第424号 (震災手形割引損失補償令) を公布施行しました。これは、震災のため決済が困難になった手形を日本銀行が再割引 (特別融通) し、さらにその損失分を政府が補償するというものでした。震災手形に対する日本銀行の融通期限は、当初は2年後とされていましたが、その後2度にわたって延長されました。



1923年10月6日
震災手形に関する大阪支店長講演

検索番号7534 『震災手形金額に対する書類』

1923年

関東大震災から1ヶ月を経た10月6日、大阪銀行集会所において大阪支店長 (理事) である浜岡五雄が、大阪の金融機関の関係者にむけて述べたものです。

日本銀行は、9月27日付の勅令第424号 (震災手形割引損失補償令) の運用を円滑ならしめるとともに、広く日本銀行の取引先以外の銀行に対しても取引関係を開放し、勅令第424号による手形の再割引と普通取引に関する機宜に応じた融通を実施する方針を示しました。